

第4次

東北町行政改革大綱

令和2年3月

東 北 町

目 次

I 行政改革の基本的考え方

- I-1 行政改革の目的 1
- I-2 行政改革の推進項目 1
- I-3 行政改革の着実な推進 1

II 行政改革の具体的な取組方策

- II-1 事務事業の再編・整理、廃止・統合 2
- II-2 民間委託等の推進 2
- II-3 定員管理・給与関係 2
- II-4 経費節減等の財政効果関係 2
- II-5 地方公営企業関係 2
- II-6 公共工事関係 3
- II-7 地域協働の推進 3
- II-8 職員の能力向上と意識改革 3

I 行政改革の基本的考え方

I-1 行政改革の目的

財政状況が厳しさを増す一方で、地方の自立が強く求められる中、将来にわたって自立、持続可能な経営体制を確立するためには、更なる行政改革と財政運営の健全化に取り組んでいく必要があります。

また、自治体が提供しなければならないサービスは、より効率的に行われるべきであるとともに、急激な変化への対応や福祉、環境、教育、文化などへの住民の価値観やニーズの多様化、少子・高齢化社会の到来、さらには地方分権の動きが急速に進んでいる現状等を踏まえ、柔軟な姿勢でのサービス精神と経営感覚に立脚したものが必要と考えられます。

今回は、令和2年度以降の新たな行政改革大綱を策定し、行財政の新たな改革に取り組んでまいります。

I-2 行政改革の推進項目

「笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたく とうほくまち」を将来像としたまちづくりを着実に進めていくため、安定した行財政運営体制の構築を図るべく、次の項目を行政改革の推進項目として定め、町行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組む。

1 自主自立のまちづくりを支える行財政基盤の確立

厳しい財政状況下にあって、町政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しつつ、自主自立のまちづくりを着実に進めるため、行財政運営を簡素・効率化するなど、これを支える行財政基盤の確立を図る。

2 行政サービス提供体制の新たな構築

住民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくため、住民・民間・町との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図る。

3 住民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進

住民のニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感をもって、質の高い行政サービスを提供していくため、行政資源のより適切な活用を図る行政経営を確立するとともに、職員の抜本的な意識改革を図るなど、行政の経営革新に取り組み、住民の目線に立った成果重視型の行政経営を推進する。

I - 3 行政改革の着実な推進

第4次東北町行政改革大綱の取組期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、毎年度、行政改革の取組状況を点検するとともに、行政改革大綱に定められている以外のものについても、必要に応じて行政改革に取り組む。

行政改革の推進にあたっては、行政改革推進本部が中心となって、全庁体制で取り組み、行政改革推進委員会の意見等を踏まえ、着実に行政改革を推進する。

Ⅱ 行政改革の具体的な取組方策

Ⅱ－１ 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた経営資源の中で、住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題及び社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効果等を検討し、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努める。

なお、各種事業の実施に当たっては、関係課との連絡調整を行い、事業が総合的に行われるよう努め、民間の発想や手法を導入・応用し住民サービスの向上を図る。

Ⅱ－２ 民間委託等の推進

地域において社会公共的なサービスを支える民間企業、住民活動団体等との適切な役割分担に基づき、民間活力を活用し、民間委託等を推進するなど、民間との協働により、メリットが生じるよう行政サービスの新たな構築を積極的に図る。

Ⅱ－３ 定員管理・給与関係

定員管理においては、事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進を図りながら、適正な定員管理に取り組む。

給与制度については、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じた適正な改正に努めてきており、今後も、人事院勧告等に準じた給与制度の見直しを進め、住民の理解が得られるものとする。

Ⅱ－４ 経費節減等の財政効果関係

事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、地方公共団体の財政健全化判断比率等を把握し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努める。

また、国から地方への税源委譲の進展や税負担の構成確保の必要性等を踏まえ、税徴収率の一層の向上に努める。

Ⅱ－５ 地方公営企業関係

地方公営企業において、指定管理者制度などの民間経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは当然求められるものであり、社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化を推進していく。

Ⅱ－６ 公共工事関係

経費節減を図る上で、公共工事のコスト縮減は極めて重要であり、より一層の積極的な取り組みが求められる。社会資本が本来備えるべき安全性、耐久性・保全性、供用性、美観、環境保全性等の所要の基本性能・品質を確保した上でコスト縮減対策を推進し、より適切な設計単価、予定価格の設定を行う。

また、入札事務の透明性の確保・公平な競争入札の促進のため、公共工事の入札・契約等については、情報公開条例に基づいた情報の公開を図る。

Ⅱ－７ 地域協働の推進

地域・地区の課題やニーズに対応するとともに、より一層の行政効果を得るためにも地域協働の推進は重要であり、町として住民参加の独自の地域ミニ計画づくりを推進する。

ミニ計画策定にあたっては、地域・地区の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民による自主的な地域・地区づくりに資するため、それぞれの地域・地区の住民により地域ミニ計画を策定し、毎年見直しを加える。

また、それぞれの地区担当職員を定め、地域と行政の役割を分担しながら、住民と一体となって推進する。

Ⅱ－８ 職員の能力向上と意識改革

町民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感をもって、質の高い行政サービスを少数精鋭の職員で提供していくため、行政経営を担う人材の確保及び育成を図る。

また人事評価制度による能力及び実績に基づく人事管理を行い、職員の能力向上と意識改革を図る。